

会長	事務局長	係

供覧のうえ、HPに公開してよろしいか伺います。

平成28年度

第 4 回 佐々町農業委員会定例委員会議事録

平成28年7月25日（月）

佐々町農業委員会

平成28年7月 第4回 佐々町農業委員会定例委員会議事録

1. 招集年月日 平成28年7月25日(月)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開 会 平成28年7月25日(月)午後1時30分

4. 出席委員 (12名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	藤永 九市 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	福田 喜義 君	6	池田 邦義 君
8	湯村 速雄 君	9	大瀬 清司 君	10	山下 義信 君
11	筒井 浩一 君	12	坂口 隆英 君	13	橋本 義雄 君

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
7	平田 康範 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	今道 晋次 君	書記	山田 奈津子 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2	藤永 九市 君	3	濱野 努 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 審議事項

第16号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第17号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

(3) 協議事項

①佐々農業振興地域整備計画変更にかかる意見聴取について（28-1）

②佐々農業振興地域整備計画変更にかかる意見聴取について（28-2）

③佐々農業振興地域整備計画変更にかかる意見聴取について（28-3）

④佐々農業振興地域整備計画変更にかかる意見聴取について（28-4）

⑤農地利用状況調査担当農業委員について

(4) その他

①農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

②8月定例会の日程について

③その他

・農業委員視察研修について

書記（山田 奈津子君）事務局。皆さん、こんにちは。定刻前ですが皆さんお揃いなので、只今から平成28年度 第4回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。初めに吉野会長からご挨拶をお願いいたします。

吉野会長（吉野 裕君）皆さん、こんにちは。梅雨明けが発表された途端、急に暑くなって一段と外での作業が厳しいものと思います。今年の夏は気温が上がって、うだるような暑さになりそうだということが言われております。今年4月に改正されました農業委員会法で遊休農地発生防止および解消が、農地利用の最適化の一つとして重点化されました。先月の農業委員会で佐々町農業委員会の月ごとのプログラムを皆さんに承認いただき計画をされております。その中で8月には農地パトロールを行うようになっております。暑い中、大変かとは思いますが、各地区農業委員さんが一人のところもありますので、隣の区域の委員さんと一緒に、一人行動ではなく二人、三人とパトロールをしてもらえばいいのではないかと思います。本日も円滑に議事進行ができますようよろしくお願いします。

書記（山田 奈津子君）事務局。ありがとうございます。本日の出席委員は12名でございます。平田委員さんは町の決算審査のため欠席届がでております。定足数に

達しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。佐々町農業委員会総会第6条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を吉野会長にお願いいたします。

会長（吉野 裕君）案件につきましては佐々町農業委員会総会会議規則第3条により付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議無し」 の声あり ）

それでは議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号2番 藤永 九市委員、議席番号3番 濱野 努委員を指名しますので、よろしく願います。以上で日程（2）を終わります。次に、日程（3）審議事項に入ります。第16号議案は農業委員会法第24条の規定により、自己または同居親族に関する自己は審議に参加できないこととなっておりますので、私は退席させていただきます。議長を職務代理にお願いいたします。暫時休憩といたします。

（休 憩 午後 1時31分）

（会議再開 午後 1時32分）

議長（藤永 九市君）議長のお話の通り、議長本人の案件でありますので、私が代わりに務めさせていただきます。第16号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。1ページをお開きください。第16号議案の朗読説明をいたします。農地法第3条の規定による許可申請について。申請人 譲渡人●●●●。譲受人▲▲ ▲▲。農地の所在 佐々町須崎免字葎ノ浦。地目 台帳・現況ともに畑。面積133㎡。耕作者 なし。申請の理由 譲渡人の希望による。経営面積 譲渡人 田5, 189㎡、畑1, 455㎡、計6, 644㎡。譲受人 田31, 235㎡、畑1, 679㎡、計32, 914㎡。譲受人の稼働人員は2人です。2ページに3条の許可申請書の写しを添付しております。売買による所有権移転です。3ページに土地の全部事項証明書の写しを付けております。4ページに地籍図を付けております。ピンク色で囲っているところが申請地になります。場所ですけども5ページに付近状況図を付けておりますが、小浦の富田橋の所から水道町内会の方に入っていく道の、ちょうど上りあがった辺りの右手になります。6ページですが譲受人の経営面積、自作地ですが、田9, 462㎡、畑1, 679㎡、計11, 105㎡です。それに加えて借入地が、田21, 809㎡あります。7ページが譲受人の耕作状況ですけども、水稻が31, 235

m²、野菜等で1, 812 m²耕作されております。農機具の所有状況ですが、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラックをそれぞれ1台ずつ所有しております。農作業歴が45年、世帯員等の労働力は2名ということで、また、申請地からご自宅まで約100mということです。8ページですけれども主に農業に従事しておられる方は申請人の譲受人本人です。65歳です。主たる職業は農業。権利取得者との関係は本人。また、一年間を通して農業をされる状態にしておられます。権利取得後の農地の面積ですが、33,047 m²になります。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員の説明ということで、地元委員は会長ですが、どなたかお願いします。4番。

4番（藤永 茂君）4番。今、事務局の方から説明がありましたように、場所は小浦の富田橋から水道町内会に入っていったところの、ちょうど峠付近です。5ページの図にありますように、申請地は車が入る耕作道ありません。徒歩で行くしかありません。また、木場の方がここまで来て耕作するというよりも地元であります譲受人が耕作された方が農地としての活用ができるのではないかと思います。従いまして皆様のご協議の方をよろしくお願いします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。ただいま、事務局および、4番委員の説明をいただきました。これより皆様のご質疑をお受けしたいと思います。どなたかいらっしゃいませんか。ないようですので採決を行います。第16号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について、賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成ということで、第16号議案は許可をいたしたいと思います。これで私の役割は終わりましたので会長と代わります。暫時休憩といたします。

（休 憩 午後 1時37分）

（会議再開 午後 1時38分）

議長（吉野 裕君）会を再開します。次に第17号議案 農用地利用集積計画の承認について、事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。9ページをお開きください。第17号議案の朗読説明をいたします。農用地利用集積計画の承認について。利用権設定です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求めます。平成28年7月25日 佐々町農業委員会 会長 吉野 裕。10ページをお開きください。新規の利用集積計画になります。合計2件、田4,618 m²の契約となっております。2件とも今現在、耕作者が不在の

農地になっておりまして、新しく作っていただける方が見つかりましたので、今回、このような計画を挙げさせていただいております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して何かご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。ないようですので、第17号議案 農用地利用集積計画の承認について、承認いただける方の挙手をお願いします。ありがとうございました。挙手多数で承認いたします。次、日程（4）協議事項に移ります。①佐々農業振興地域整備計画変更にかかる意見聴取について（28-1）事務局の説明をお願いします。

書記（山田 奈津子君）事務局。12ページをお開きください。協議事項①の朗読説明をいたします。佐々町長から佐々町農業委員会会長宛てに佐々農業振興地域整備計画変更にかかる意見聴取についてきております。13ページをお開きください。内容ですけれども、申請人が●● ●●さん。申請人の住所 □□□□。申請地の所在地 佐々町口石免。八の久保にあたります。除外面積が全体面積1,345㎡のうちの18.4㎡です。現況地目が田。除外目的とありますけれども、農振除外ではなくその他にありますように、用途区分の変更になります。農用地から農業用施設用地への変更です。14ページに用途区分の変更申請がありますけれども、変更理由としまして、宅地を探したが適地がなく公道に隣接し農作業上利便性がいいということで、自己所有地である申請地を選定し農業用倉庫の設置をしたいということです。土地の所在は先ほど申し上げたところなんですけれども、昨年度、蜂の箱を置かれたところがあるんですが、その道を挟んで向かい側の上の段の農地になります。15ページが土地の全部事項証明書です。16ページに農振農用地区域の地図を付けております。黄色で示しているところが農振農用地区域内です。17ページは地籍図です。ピンク色のマーカーを付けているところが申請地になるんですけれども、6.3㎡と書いているところが進入路になります。その先に12.1㎡の倉庫を置きたいということでの申請になっております。道を挟んで上の段の2339-1に蜂箱を置かれてあります。18ページが被害防除計画書です。現状のまま利用するというので、被害の恐れはないということです。簡易な倉庫を簡単に置くようなイメージです。進入路もコンクリート舗装をするまでもなく、ちょっと砂利を敷こうかなと仰ってございました。19ページが現況写真です。上の段の写真を見ますと、道の左側になります。上の段に倉庫を置きたいということです。20ページが隣接農地所有者からの承諾書を付けております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して、何かご意見、ご質問はありませんか。5番。

5番（福田 喜義君）5番。農業者にとっては、大事な農業用倉庫は必要だと思います

ので私は賛成いたします。

議長（吉野 裕君） 2 番。

2 番（藤永 九市君） 2 番。私はあえて、反対とか賛成とかということではございませんが、先ほど事務局の方から説明もありましたが、以前に蜂箱を置かれていますけども、今度はその蜂箱を貸し出しますとか大々的にされるというような話をお聞きします。地元委員の補足説明ということで、受け取ってほしいと思います。峰からずっと半坂、口石地区ですけども、ここの農地の所有者はほとんどが人の久保関係の所有者ばかりで、佐々町の農地でありながら、所有者の行政が違うわけです。しかしながら、中山間の直接支払制度では木場の方に入っていて、これまでやってきたわけです。一昨年の見直しから中山間を外れられたと、そういう土地の中から出てきた案件であります。今後、ミツバチを増やししながら、倉庫を建てながらやっていかれるのであらうと思いますが、佐世保市の方が、佐々町でそういったことをされているということ、皆さんに知っておいていただきたいと思います。そういった状況下にあるということ、土地柄であるということ、把握しておいていただきたいと思います。かなり面積の広いところになります。今後また逐次出てくるのではないかなと思います。付属的に申し上げておきます。以上です。

議長（吉野 裕君） 8 番。

8 番（湯村 速雄君） 8 番。農振除外は 1 8. 4 m²だけ除外するんですか。

議長（吉野 裕君） 事務局。

書記（山田 奈津子君） 事務局。今のご質問ですけども、説明が分かりづらくて申し訳ありませんでした。農振の除外ではなく、農用地区域というのはそのままなんですけども、その中の農用地というくくりから農業用施設用地という区分が変わるだけになります。農業用以外の転用は認められないという形になります。以上です。

議長（吉野 裕君） 9 番。

9 番（大瀬 清司君） 9 番。これは、今、仰ったように、農用地区分の変更ということで申請を出されているわけですけども、1 4 ページの下の方の変更用途区分に農業用倉庫と書いておかないといけないのかなとは思いますが、それと、この申請を受けた時に農業用倉庫の計画をどんなものを立てられるのか聞かれているのかお聞きしたいと思います。

議長（吉野 裕君） 事務局。

書記（山田 奈津子君） 事務局。申し訳ありませんでした。1 7 ページを見ていただい

てよろしいでしょうか。17ページの地籍図の中に手書きで倉庫の立体図が書かれてあるんですけども、このような高さ2m、5.5×2.2mの簡易な、売ってある倉庫がありますよね。そのような倉庫を置くということでした。

議長（吉野 裕君）他にございませんか。ないようですので、この件に関しては農業委員会としては用途区分変更について異議なしということで町に回答したいと思います。よろしいでしょうか。

（ 「はい」の声あり ）

次に進みます。②佐々農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について、事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。21ページをお開きください。同じように、佐々町長から農業委員会会長宛てに意見聴取ということで文書が届いております。22ページをお開きください。整備計画変更計画書になっております。申請人●● ●●。申請人住所 □□□□。申請地所在地 佐々町皆瀬免。除外面積 508㎡。現況地目 田。除外目的 宅地。これにつきましては、完全な農振除外の申請になります。宅地への転用目的です。23ページをお開きください。除外申請書になっております。変更理由も宅地と書かれております。面積は508㎡ですけども、丸々1筆を宅地に変えたいということでした。24ページをお開きください。土地の全部事項証明書になっております。所有権移転のところを見ていただきますと、●● ●●に所有権が移ったのは平成28年ということになっておりますが、実際には平成23年に3条の許可で●● ●●が農地を取得されて、それ以降は●● ●●が飼料畑として耕作してこられた場所になります。25ページが付近状況図になりますけども、ピンク色で囲ったところが申請地で、新しく町営神田団地ができました、道を挟んで向かい側の場所になります。26ページに地籍図を付けております。ここに周囲の所有者を記載しております。27ページが農振農用地区域内の地図になっております。黄色で塗ってあるところが現在の農用地区域内にあたるところです。申請地は青線で囲ってある筆です。28ページに航空写真、29ページに現況写真を載せております。30ページに土地の利用計画図を載せております。このように住宅と、駐車スペース、庭を建設したいということです。31ページに平面図、32ページに立面図、33ページに被害防除計画書を付けております。申請地の造成計画につきましては盛土を行うということです。また、法面保護をするということです。緑地、緩衝帯につきましては0.5mほど設けるということです。雨水排水に関しては水路放水。汚水・生活雑排水につきましては町道の下水道の方へ放流されます。34ページは水利権者から

の同意書ということで付けております。35ページから38ページは隣接農地の所有者、また耕作者からの同意書が出ております。事務局からは以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して何かご意見、ご質問等ございませんか。13番。

13番（橋本 義雄君）13番。地元委員として補足説明をいたします。申請の場所は神田団地の向かいになります。地図を見てもわかりますが、ご存知のとおり、この辺りは宅地化が進んでおります。申請人は農家で、牛を30頭と、飼料を含めて田を3町ほど耕作されて、農業を頑張っておられます。申請地は農振地区ではありますが、申請人の気持ちとしては、長男を近くに住まわせて農業を一緒にさせたいという思いが強くあるということでした。次男さんが跡を継いで農業をされていますが、大きく農業をされておられますし、もっと規模を拡大していきたいというお気持ちがあるから、長男も一緒に農業をしてほしいというお考えをお持ちです。また、周囲に農地はありますが、水利関係者も承諾をしておられますし、隣接の農地の方も承諾をしておられます。接道に下水も通っておりますので、汚水の心配もなく、この場所に家が建っても周囲で農業をしていくうえで何も問題がないということです。大瀬委員も何かあれば補足をお願いします。

議長（吉野 裕君）9番。

9番（大瀬 清司君）9番。同じ地区で農業委員をやっておりますので、若干、お繋ぎをいたしますが、先ほど申しましたように、宅地への転用をするときには本人への家もしくは跡取りの住居として許可されるというのが通例ではございますが、13番委員さんがおっしゃったように、非常に大きな面積の農地を跡として次男さんがされておりますが、長男さんも近くにおいて仕事を手伝わせたいというお気持ちと、これから経営規模を広げていくときに支障が出てくると言っておられまして、長男さんもそういった意向を持っておられまして、現在はまだ兼業農家ですけどもいずれそういう方向で力を貸していきながら経営を大きくしていきたいというお気持ちのようで、ぜひ、皆さま方も理解をされてご協議をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（吉野 裕君）他にございませんか。2番。

2番（藤永 九市君）2番。この件に関しまして、農振地でありながら本来ではないと思いますけども、今、地元委員さんお二人のお話と承諾書もそろえて、それからこれまでの実績も触れられましたように、利用集積等にも十分協力していただいているところですので、●● ●●さんが子供に託して頑張っておられる姿を見ておりますので、協業的に二人を手伝わせて農業をやっていこうという意気込みを聞いたときに、これは認めざるを得ないなと思いますので私は、振興地除外に

つきまして前向きに賛成をしたいと思います。

議長（吉野 裕君）他に。5番。

5番（福田 喜義君）5番。地元委員さんのお話のとおり、一生懸命頑張っておられる後継者です。私は同意いたします。

議長（吉野 裕君）ありがとうございます。他にございませんでしょうか。地元委員さんの補足説明にありましたように、この除外はなかなか守っていかなければならない土地ではありますが、やむを得ないということで町に回答したいと思います。よろしいでしょうか。

（ はい ）

ありがとうございます。次に移ります。同じく③の佐々農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について、事務局の説明をお願いします。

書記（山田 奈津子君）事務局。39ページをお開きください。こちらと同じく佐々町長より意見聴取ということで文書が来ております。40ページに計画書を付けております。申請人氏名が●● ●●。申請人住所 □□□□。申請地所在地が、佐々町口石免の2筆です。除外面積とありますけども、これも用途区分の変更になります。1, 392㎡のうちの70㎡と、439㎡のうちの190㎡となっております。変更目的ですけれども、1筆が堆肥舎で、もう1筆が農業用機械を収納するハウスを建てたいということです。こちら農用地から農業用施設用地への変更ということで、①と同じ扱いになります。41ページに用途区分変更の申請書が出ております。変更の理由が堆肥舎及び農業用機械ハウス建設のためということです。口石免字弓田に農業用機械ハウス、口石免字舟人船に堆肥舎ということです。42ページ、43ページが土地の全部事項証明書です。44ページに付近状況図を付けております。目印となるものが五島田溜池にマーカーをしておりますけども、そこから平野の方に抜ける途中で申請人の牛舎があるんですけども、その近くになります。ご自宅からもすぐ近くです。45ページに現況写真を付けております。46ページが28-1の字図です。47ページが字図の拡大図なんですけども、このように進入路を設けてハウスを建てたいということなんですけども、48ページにハウスの図面を付けております。このハウス用地につきましては現状のまま利用するというので、被害の恐れもないということです。50ページがもう一つの申請地の字図になります。51ページに拡大図を付けております。この筆が二段に分かれているそうなんですけども、その上の段に堆肥舎を、牛舎のすぐ側になるんですけども建てたいということです。52ページに堆肥舎の平面図、立面図を付けていただいております。屋根つきの堆肥舎になりま

す。53ページが被害防除計画書です。土地の造成計画としましては、現状のまま利用するという事です。道幅を少し広げて、進入路の部分ですけども少し広げるので擁壁を設けるということで記載があります。排水計画ですけども、雨水は自然流下ということです。汚水ですけども、堆肥舎の中で敷料に吸着させて蒸発させる。そして、肥料として畑、田んぼ等でも使えるという畑に戻すというようなイメージなんですけども、この辺りに関しましては県の普及所とも話をされておりまして、こういったやり方で堆肥舎を建てるのは特に問題ないということで、確認をこちらの方でもしております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関しましてご意見、ご質問等ありませんか。地元の方で補足があればお願いします。2番。

2番（藤永 九市君）2番。この申請につきましては変更申請ということで意見聴取であるということで、正式にご本人からの依頼は受けておりませんが、私の観点から申し上げておきますが、昨年ちょうど今頃だったと思いますけども、〇〇〇〇さんが高齢で農業ができないということで、買って欲しくないかということがありましたね。事務局一同でお世話をしたわけですけども、〇〇 〇〇さん所有分を買われて今回に至っているわけです。今のお話のとおり、堆肥舎とハウスにしたいということで、非常に必要などころではないかと私は想定します。できましたら皆さんの賛同をいただいて、このことについては地元委員としてお願いをしておきたいと思います。また後で転用申請等出てくるかと思いますが、その折にはまた、皆さまにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。3番。

3番（濱野 努君）3番。四役会でも話が出ましたが牛舎の件がまだ出来なくて、順序的には牛舎の方が先ではないかと思ひまして、確かに堆肥舎、ハウスは必要だと思いますが順を追ってやっていただかなければいけないのではないかと思います。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。平成23年度に4条申請で、牛舎の建築転用申請が出て、許可が下りています。その分はまだ取り掛かれていないということで、まだ進んでいない案件になるんですけども、本人さんの意向としては、取り下げが必要であれば取り下げますと言われていたんですけども、まだ建てたいという気持ちもあられるようでして、私もまだ、建設をするのであれば、建設の許可を取り下げずに建設する計画を進めてくださいと言っております。順序を追ってというお話で、仰られていることはよく分かるんですけども、今回の件は用途区分の

変更をして、双方建てられる分に関しましては200㎡以下の例外規定に該当するところで、今回の希望する案件につきましては、許可不要案件になりますので、正式な転用の許可が必要な分になれば順を追ってする必要はあるんですけども、今回の許可不要案件は届出だけで済む案件になってますので、法的には問題ないという形になりますので、牛舎の件に関しましては、引き続きするのであれば進めていただくように、また、しないのであれば正式に取り下げをしていただくように、もう一度、また指導をしておきたいと思います。以上です。

議長（吉野 裕君）8番。

8番（湯村 速雄君）8番。申請人が、牛の種付けに来られた時に「ハウスなら建ててよかよね」と言われたんですけども、コンクリートとかするのであれば問題なので、例外規定か申請を出してくださいということを話してましたので、今回、このような書類が出たのかと思います。牛舎の建設を中断しているのは、キャトルとか子牛を扱う農協の施設が出来てたりして、価格もどうなるか分からないということで時期を待つてられるんじゃないかなと思います。今の状態を維持して、今回は申請を許可していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君）他にありませんか。5番。

5番（福田 喜義君）5番。事務局の方から200㎡以下は例外規定になるということで、支障はないということで報告がありましたので、私はそのように前向きな方向で進めたいです。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。今回は、農業振興地域の用途区分変更ということで例外規定に関してはまた次の機会に申請が出されます。そういうことで今回の件に関しては異議なしということで回答したいと思いますがいかがでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）

ありがとうございました。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。補足をさせていただきます。先ほどから皆さんのお話しがあつてますように、①と③は用途区分の変更ですので、意見を町の方に返して、町が正式に用途区分の変更ということで決定を出しましたら、それを受けまして正式に例外規定の届出を申請者から出していただくようになります。その後、工事に掛かかっていただくようになります。そして、②は除外申請になっておりますので、町の方にやむなしということで意見を返し、その後、農協だったり、関係機関にも意見を聴取されておりますので、意見が揃ったところで町と県の正式な事前協議というものが始まります。その経過を経まして決定されるまでに3か月から4か月というふう聞いておりますが、正式に除外というこ

とになれば、公告されて決定しましたら改めて転用申請を農業委員会に提出して
いただいて、転用の許可を県の方から取ってから進められるような順序になって
おります。補足になります。以上です。

議長（吉野 裕君） それでは次に移ります。④の農地利用状況調査担当農業委員につい
て、事務局の説明をお願いします。

書記（山田 奈津子君） 事務局。54ページをお開きください。農地利用状況調査の今
年度分の担当委員を決めていただきたいと思います。参考までに27年度の担当
委員さんを記載しております。最初に会長の方からもお話がありましたように、
複数人で回っていただいた方がいいんじゃないかというお話もいただいております
ので、休憩を取って話をしていただけたらと思います。また今回は8月いっば
いで調査を終わらせなければいけないということで、大変暑い中申し訳ないんで
すけども、事務局の方でも資料等用意しておりますので、総会が終わった後にで
も事務局に寄っていただけたらファイル等お渡しできますのでよろしくお願いま
す。

議長（吉野 裕君） 暫時休憩といたします。

（休 憩 午後 2時17分）

（会議再開 午後 2時27分）

議長（吉野 裕君） 会を再開します。休憩中に決められた各担当委員さんの方で、パト
ロールをよろしくお願います。続いて日程（5）に入ります。まず最初に、先
日、佐世保市で開催されました農業者年金加入促進特別研修会に当委員会から池
田さんが出席されておられますので、研修会の報告などしていただければと思
います。よろしくお願います。6番。

6番（池田 邦義君） 6番。農業者年金の推進、加入ということで先日7月13日に佐
世保市内のレオプラザホテルで13時半から17時ちょっと過ぎまでありまして、
県の取り組み方針ということで主事の正木さんから講義がありまして、制度の概
要、加入推進の意義ということで農業者年金基金の理事長の中園さんより説明が
ありました。農業者年金の予算について、全国農業青年組織協議会会長の吉住さ
んから、熊本出身で被災地の見里の出身で、農業者年金のことについていろ
ろとお話がありました。それから、事前報告ということで平戸市の農業委員さんか
ら、この方は平戸市南部の地域で農業委員をされている方なんですけども、農
業者年金の推進部長をされてまして、推進のやり方とか、どういうふうにしたら入
ってもらえるとか、事例等を話されまして50過ぎの方も年金に入られたとい
うことでお話がありました。私は個人的に、年配の方でも入れるのかなと、ちょ

つとびっくりしたような感じでした。私はあくまでも、若い方に20代、30代、
いっても40代ぐらいまでかなと思っていたんですけども、50代でも入れるの
かなといった感じでお話をお聞きしてきました。その後、分団討議ということで
佐々町から私と、事務局の山田さんで行ったんですけども、山田さんがB班で、
私がA班で分かれて話をしました。各地区の推進委員さんからお話があったのは、
どこでも高齢者で跡継ぎがないということで、年金に入れる人が居ないと言わ
れるんですよね。60過ぎた人が農業に従事しているもので、若い人がいないと
いうことでした。ある地区の推進部長さんからは、国民年金に入っている方であ
れば、農業をしていなくても、親御さんが農地を持っていて、息子さんが国民年
金で自分で自営業をされている。たとえば建設業とか、造園とかそういう関係を
されている方の親御さんが農地を持っているもんですから、後を継ぐのは農地を
持っている息子さんとか、そういう人たちを攻めていくような話の実例がありま
した。国民年金に入っている方であれば、実家が農家であれば勧誘できるのかな
ということ、私は初めて実例を聞いたもので、そういう取り組みを佐々町もし
ていかなければいけないのかなと思いました。私が実際に勧めているのは認定農
業者の奥様とか、認定農業者でなくても農家をされている奥様方にターゲットを
絞ってお話をしているんですけども、そういったお話を聞いてきたものですから、
この機会をいただいてよかったですと思います。以上です。

議長（吉野 裕君）ありがとうございました。それでは次にその他を順番にいきます。
事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。その他です。農業者年金加入推進ですけども、先ほど
池田委員さんからお話があったように、同じ会議に出席させていただいて、補足
ですけども、自営業の方でご両親が農業をされて国民年金に入っている方が農
業者年金に入れるというお話ですけども、従事日数60日という要件があります
のでお休みの日とか、自営業なので自由がきかれると思うので、空いた日とかに
農業をお手伝いされてそこら辺の条件をクリアされた方であれば加入は可能で
すので、また農家さんの奥さんとか女性の方ですね。女性が長生きされるのでそ
こら辺を中心に行ったらどうかということも話されましたので、そこも含めて事
務局も頑張っていきたいと思います。8月の定例会の日程についてですけども、
8月25日木曜日に午後1時半から九十九島ベイサイドホテルにて、農業委員さ
んの研修がありますので、去年と同じようにその日の午前中にした方がよろしい
でしょうか。

（ 私語あり ）

それでは、25日に10時で予定させていただきます。そして、農業委員視察研修なんですけども、日程だけ決めさせていただければと思います。9月の1週目、2週目までには決めないと皆さんお忙しくなるので。

(私語あり)

2、3日辺りでご都合の悪い方はいらっしゃいますか。2、3日で予定をさせていただきます。また、研修内容のリクエストはありませんか。これが見たいとか、どこに行きたいでもいいです。後からでも思いついたら言っていただければと思います。

議長 (吉野 裕君) 他に皆さんの方からその他について何かありますか。3番。

3番 (濱野 努君) 3番。今年に入ってから市瀬地区でいくつか農地転用の申請がっており、県の許可も下りております。個人住宅2件、介護施設、建売住宅すべて工事に取り掛かれ、予定どおり着工しておられますことを皆さまにご報告いたします。以上です。

議長 (吉野 裕君) 他にありませんか。ないようでしたら、農業委員会の新しく条例制定とかいろいろな問題について、皆さんと意見を交換したいと思いますので、局長から説明をしていただいて、その後、意見交換の時間を設けたいと思います。ここで休憩をして進めたいと思いますのでよろしくお願いします。暫時休憩いたします。

(休 憩 午後 2時43分)

(会議再開 午後 4時02分)

議長 (吉野 裕君) 会を再開します。長時間に渡り有意義な意見交換ができました。今後ともまた、先に掘り進めていかなければいけないかなと思います。その時はお願いします。長時間どうもお疲れ様でした。これで本日の総会を終了いたします。

(閉 会 午後 4時 03分)

上記のとおり相違ありません。

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員